

長岡市告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

なお、その関係図面は、令和8年7月31日から同年8月13日まで長岡市土木部道路管理課において一般の縦覧に供します。

令和8年7月31日

長岡市長 磯田 達伸

1 供用を開始する路線名及び区間

整理番号	路 線 名	区間	備考
A10481	481 号線	柳原町 2 番 1 地先 から	
		柳原町 2 番 30 地先 まで	

2 供用開始の期日 令和8年7月31日